

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 邑楽町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	融資	邑楽町勤労者住宅資金融資促進	勤労者の住宅の建築または取得に必要な資金を融資する制度。融資限度額500万円、返済期間20年以内のほか、融資条件あり。	町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己の住宅を建築又は取得しようとする者。(町税を完納している人。新築・増築・改築。増改築の面積は、現在居住する住宅の1/2以上で33㎡を下らないもの。車庫、物置等は対象外。)	5,000,000円	0.023	20年以内	随時	1 (予算の範囲内)	商工振興課	0276-47-5026	https://www.town.ora.gun.ma.jp/s030/020/110/shien11.html	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	介護保険による居宅介護(支援)住宅改修費支給	小規模の住宅改修(手すりの取り付け、段差の解消、滑りにくい床材に変更、引き戸などへの扉の取り替えや洋式便座などへの便器の取り替え、その他これらの工事に付帯して必要な工事)に対して、住宅改修費上限20万円(自己負担分を含む)の9割または8割または7割を支給。	要支援、要介護と認定された在宅の高齢者。工事の前に申請が必要。	180,000円 または160,000円 または140,000円			随時	制限なし	福祉介護課	0276-47-5021	https://www.town.ora.gun.ma.jp/s021/020/040/040/020/service.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	邑楽町重度身体障害者(児)住宅改造費補助	玄関・台所・浴室・トイレなど住宅部分を改造するための費用60万円を限度として、その6分の3(30万円)を助成。	1・2級の下肢、体幹機能障害(複合障害も含む。)又は1級の視覚障害の身体障害者手帳を持っている人がいる世帯。ただし、当該年度町民税所得割額16万円未満の世帯。日常生活用具給付の住宅改修の支給を受けた場合は、その給付額を超える経費が対象。	300,000円			随時	制限なし	福祉介護課	0276-47-5024	https://www.town.ora.gun.ma.jp/s022/030/010/010/shogaisha.html	1世帯1回のみ。新築・増築は対象になりません。必ず着工前に申請してください。
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置整備事業補助	合併処理浄化槽の設置費を人槽や区域ごとに決められた額を補助。	浄化槽処理促進区域に合併処理浄化槽を新たに設置する個人。汲取り槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する個人の場合は(転)の補助額。さらに、転換で宅内配管工事を実施した場合は、工事に要した費用(上限30万円)を補助する。	-5人槽 132,000円 (転) 360,000円 -7人槽 173,000円 (転) 462,000円 -10人槽			R8.1月末まで	予算の範囲内	建設環境課	0276-47-5036	https://www.town.ora.gun.ma.jp/s017/020/060/020/jokasohojo01.html	
太陽光発電設備設置費	助成	住宅用太陽光発電システム設置補助	予算の範囲内で住宅用太陽光発電設置費を補助。太陽電池モジュール1kwあたり2万円、上限額6万円(千円未満は切り捨て)。	自ら居住する町内の専用住宅または併用住宅(居住部分が2分の1以上であること。)に発電システムを設置した者又は町内に自ら居住するための発電システム付き住宅を購入した者。町税及び国民健康保険税を滞納していない世帯の者。	60,000円			随時 (発電システムの設置完了日から60日以内)	予算の範囲内	建設環境課	0276-47-5036	https://www.town.ora.gun.ma.jp/s017/020/100/040/taivo.html	
生ごみ処理機設置費	助成	生ごみ処理機器購入費補助金	購入費の一部を補助。補助率は2分の1で、限度額は生ごみ処理容器5千円、電気式生ごみ処理機は2万円。	生ごみ処理機を購入する個人。ただし、生ごみ処理容器については、邑楽町生活環境委員会があつせんするものに限る。	・生ごみ処理容器 5,000円 ・電気式生ごみ処理機 20,000円			随時	予算の範囲内	建設環境課	0276-47-5036	https://www.town.ora.gun.ma.jp/s017/020/100/060/hojokin.html	
耐震診断費	助成	邑楽町木造住宅耐震診断者派遣事業	町内に存する昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)で、平屋建てまたは2階建ての在来軸組工法で建築した住宅を、一般診断法により、地震に対する安全性を評価するための診断者を派遣。派遣を受ける人が負担する金額は耐震診断者の交通費1千円。	対象となる住宅の所有者かつ居住者で町税の滞納がない者。				9月末	予算の範囲内	建設環境課	0276-47-5031	https://www.town.ora.gun.ma.jp/s055/090/taishinken/taishinhaken_dl.html	
耐震改修費	助成	邑楽町木造住宅耐震改修補助事業	町内に存する昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅、かつ、在来軸組工法で建築した住宅の精密診断、耐震改修設計、耐震改修工事、耐震改修工事監理であり、精密診断、改修工事等を行うものが町の定める要件を満たす者であること。精密診断は、要した費用の2分の1で13万6千円(特別に支援を要する者は要した費用相当額で13万6千円)が限度。設計、工事監理及び改修工事は、要した費用の2分の1で80万円が限度。	対象となる住宅の所有者かつ居住者で町税の滞納がなく、本人及び同居者が暴力団員ではなく、住宅が建築基準法等に違反していないこと、当該補助金の交付を受けたことのないものなどの要件あり。	・精密診断 136,000円 ・設計、工事監理、改修工事 800,000円			9月末	予算の範囲内	建設環境課	0276-47-5031	https://www.town.ora.gun.ma.jp/s055/090/taishinkaishu_dl/taishinkaishu_dl.html	

<p>その他 リフォーム資金</p>	<p>助成</p>	<p>邑楽町住宅リフォーム補助金</p>	<p>施工業者が行う次に掲げる工事で当該工事の工事金額が20万円以上(消費税分を除く)のもの。 ①住宅の改修工事 ②住宅の増築 ③その他生活の利便又は安全の向上に資する工事(居住部分と合わせて居住部分以外の工事をした場合は、全体の工事に要した金額に、工事をした全床面積に対する、工事をした居住部分の床面積の割合を乗じて得た額を工事金額とする。)補助金額は、工事費用(消費税分を除く)の100分の10に相当する額で20万円を限度とし、千円未満は切り捨てる。</p>	<p>町内に事業所を有する法人又は個人事業主が行う住宅等改修工事で次のいずれかの住宅。①自らが町内に所有し、かつ居住する住宅 ②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分 ③区分所有する住宅の場合は、自ら占有し、かつ居住する部分 ④住宅を共有する場合は、申請者を含む全ての共有者の居住部分。その他、町税などの滞納がないこと、工事の前に申請をすること、1住宅1回限りの補助になること等の要件あり。</p>	<p>200,000円</p>			<p>随時</p>	<p>50 (予算の範囲内)</p>	<p>商工振興課</p>	<p>0276-47-5026</p>	<p>https://www.town.ora.gun.ma.jp/s029/020/010/010/shien16.html</p>	
------------------------	-----------	----------------------	---	---	-----------------	--	--	-----------	------------------------	--------------	---------------------	--	--